

岸和田市特定事業主行動計画の概要（令和2年4月）

策定の背景

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国、地方公共団体、事業主が一体となり、それぞれの立場で子育てと仕事の両立に向けた取組等を実施していくことを目的として平成15年7月に成立。当初は、平成17年4月から平成27年3月までの時限立法であったが、平成26年4月に有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長される。

○本市のこれまでの取り組み

次世代育成支援対策推進法は、国及び地方公共団体の機関等を「特定事業主」と定め、一事業主としての立場から、職員が仕事と子育てを両立できるよう、「特定事業主行動計画」の策定を義務付けています。この法律に基づき本市においても、平成17年5月から特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立できるような職場環境の整備等に取り組んできました。



このたび、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の計画期間が、令和2年3月をもって満了することから、これまでの取組状況を踏まえ、各種取組がより効果的に推進できるよう、令和2年度からの後期計画を策定することとしました。

ポイント

- 仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることで、子育て中の職員だけでなく、すべての職員にとって働きやすい勤務環境の実現をめざす。
- 「誰が」行動する項目であるかについて明確化（各部署の人事担当、所属長、父親となる職員、周囲の職員など）

計画期間

- 令和2年4月から令和7年3月まで
延長された次世代育成支援対策推進法の有効期限、平成27年4月から令和7年3月までの後半期間の5年間とする。

取り組み項目

○子育ての各段階における仕事との両立を支援する環境の整備

- 母性保護や育児のための制度活用
- 父親となる職員の休暇の制度活用
- 育児休業等を取得しやすい環境の整備



男女を問わず、育児休業（部分休業）や育児に関する休暇を、安心して取得できる職場環境づくりに取り組む。

○家庭生活と仕事を両立させるための働き方の実現

- 時間外勤務の縮減
- 年次休暇等の取得の促進



長時間労働の生活パターンや働き方に対する意識を変え、仕事と家庭生活や地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を大切にするという考え方に立って、「子育てしながらも働きやすい」と実感できる職場環境づくりに取り組む。